

職員の 給与の状況

人事行政の公平性と透明性を高めるため、「占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

☎ 総務課 職員厚生担当
TEL 56-2121

職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
平成30年度	59人	22,775	8,500	3,774	35,049	594
平成31年度	58人	22,845	8,610	4,458	35,913	619

※職員数は平成31年度当初予算ベースの人数です(特別職を含む)。

職員平均給料月額と平均年齢状況

(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均年齢
一般行政職	313,800円	39.5歳

初任給と採用2年経過の給与月額

(平成31年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過給与月額
一般行政職 大学卒業	180,700円	194,000円
一般行政職 高校卒業	148,600円	157,000円

職員手当の状況

退職手当	(支給率)	自己都合	定年	通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用	
	勤続20年・・・	20.445月分	25.55625月分			
	勤続30年・・・	36.105月分	42.4125月分			
	勤続35年・・・	41.325月分	49.59月分			
	最高限度・・・	49.59月分	49.59月分			
期末・勤勉手当		期末	勤勉	住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員	
	6月期	1.300月分	0.925月分			2.225月分
	12月期	1.300月分	0.925月分			2.225月分
	計	2.6月分	1.85月分			4.45月分
扶養手当	配偶者	6,500円				
	子	6,500円 (22歳までは10,000円)				
	父母等	6,500円				
	特定期間の加算	5,000円				

等級別職員数の状況

(平成31年4月1日現在の実人数)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	17人	12人	8人	1人	11人	6人	55人
構成比	31.0%	21.8%	14.5%	1.8%	20.0%	10.9%	100%

国民健康保険税の納税通知

7月中旬に、国民健康保険の加入者に対し、世帯主あてに国民健康保険税納税通知書を送付します。国民健康保険税は、平成30年中の所得の申告をもとに算定を行っています。未申告の方は、所得の申告をお願いします。

国民健康保険税は総務課税務担当（☎56-2121）まで各種届出や給付は 住民課国保医療担当（☎56-2122）まで

税率

国民健康保険税は、世帯主に課税され、医療分・後期分・介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産・加入人数等で、次の税率に基づき計算します。

国の基準の改正により医療分の課税限度額が引き上げられましたが、その他の税率等は据え置かれています。

課税区分		医療分 (加入者全員)	後期分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	所得金額－33万円（基礎控除）×税率	5.5%	2.1%	1.3%
資産割	固定資産税（土地・家屋）×税率	38.0%	15.0%	10.0%
均等割	加入者の人数×金額	17,000円	6,500円	6,500円
平等割	一世帯の金額	20,000円	11,200円	5,200円
課税限度額 (前年度)		610,000円 (580,000円)	190,000円	160,000円

税の軽減

国民健康保険税を計算する時に、世帯の所得合計額に基づき、均等割と平等割の合計金額が、7割・5割・2割軽減されます。本年度より次の表のとおり5割・2割軽減の基準が変わります。

区分	平成30年度	平成31年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下（変更なし）
5割軽減	33万円＋（27万5千円×被保険者数）以下	33万円＋（28万円×被保険者数）以下
2割軽減	33万円＋（50万円×被保険者数）以下	33万円＋（51万円×被保険者数）以下

※ 事務処理等の都合上、本年度の課税年度は旧元号である「平成」で表記します。

支払いが困難な方はご相談ください

国民健康保険税は、3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付けますので、お早めに税務担当へご連絡ください。

国民健康保険税の納付が納期限までに確認できない場合、給付の差し止めや、いったん医療費を全額自己負担していただくという措置をとらせていただきます。

なお、口座振替を希望される方は、上記の連絡先までお問い合わせください。